

### 1-5-2 用語の定義

本マニュアルにおける用語の定義は、道路法第2条、道路交通法第2条及び道路構造令第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### 1. 高齢者、障がい者等（バリアフリー法第2条他）

高齢者又は障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含む全ての障がい者）又はその他の者で、日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者いう。

#### 2. 交通弱者

高齢者、障がい者、妊婦等、主として円滑に移動できない人を対象とする。

#### 3. 切り下げ部

交差点等で横断部等に接続する歩道等の部分である。（着色部）

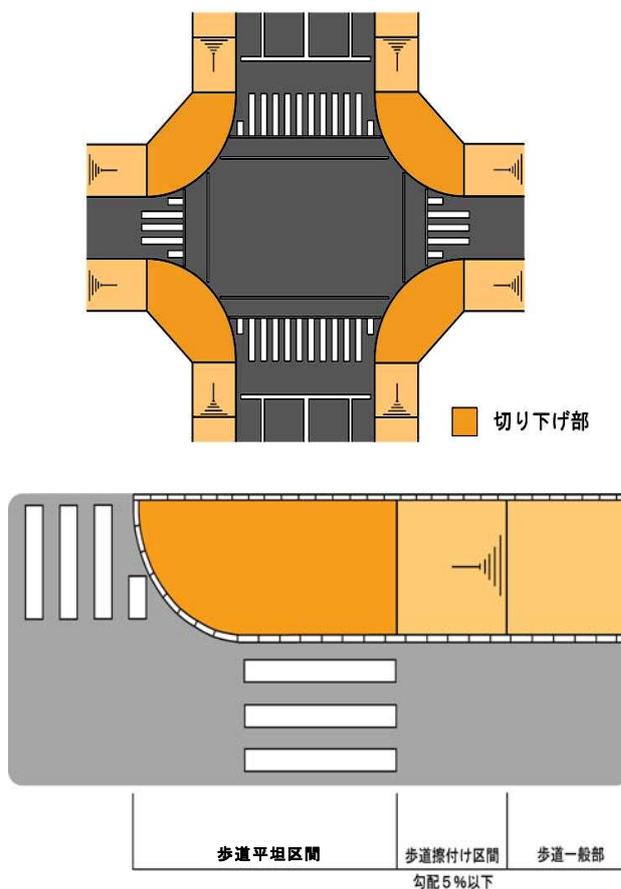


図1-5-9 切り下げ部のイメージ

4. 乗り入れ部（道路移動等円滑化基準（国土交通省令）第2条の車両乗り入れ部）  
車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。



図1-5-10 乗り入れ部のイメージ

5. 乗り入れ防止工作物

車が歩道等に乗り上げて駐車することを防止するために設置される工作物を示し、本マニュアルでは、鋼製、コンクリート製などのガードパイプ・ガードレール・歩行者横断防止柵やボラード、植樹帯などをさす。

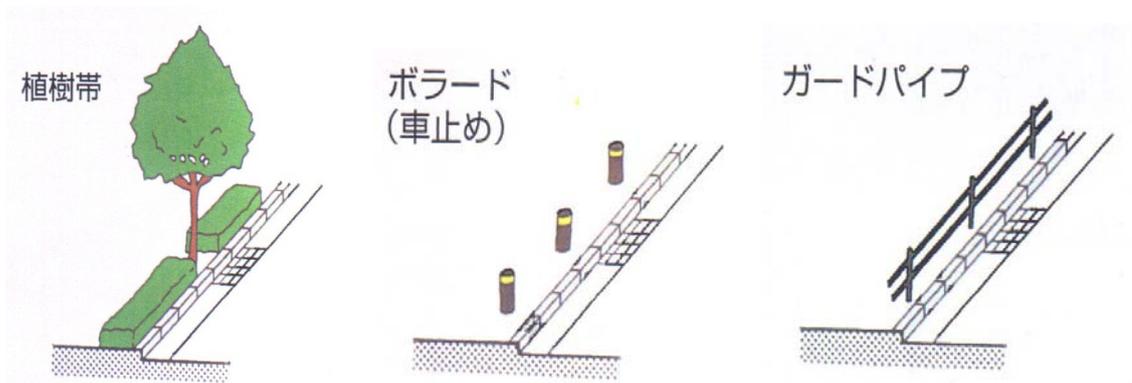


図1-5-11 乗り入れ防止柵のイメージ

6. 立体横断施設（道路移動等円滑化基準（国土交通省令）第2条）

横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。

7. 有効幅員（道路移動等円滑化基準（国土交通省令）第2条）

歩道、自転車歩行者道、立体横断施設に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面

電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

## 8. 平坦区間

切り下げ部等に設ける、できる限り平ら（縦断勾配を付さない構造）で、かつ、車いす使用者が転回する際に支障となる柵や標識などが存在しない区間をいう。

車いす使用者が円滑に転回するためには、有効幅員以上を確保した平坦区間が進行方向に対して1.5m程度必要である。

なお、本来は水平であることが望ましいが、道路縦断勾配がある限り水平区間の確保は極めて難しいため、平坦区間を確保することとした。

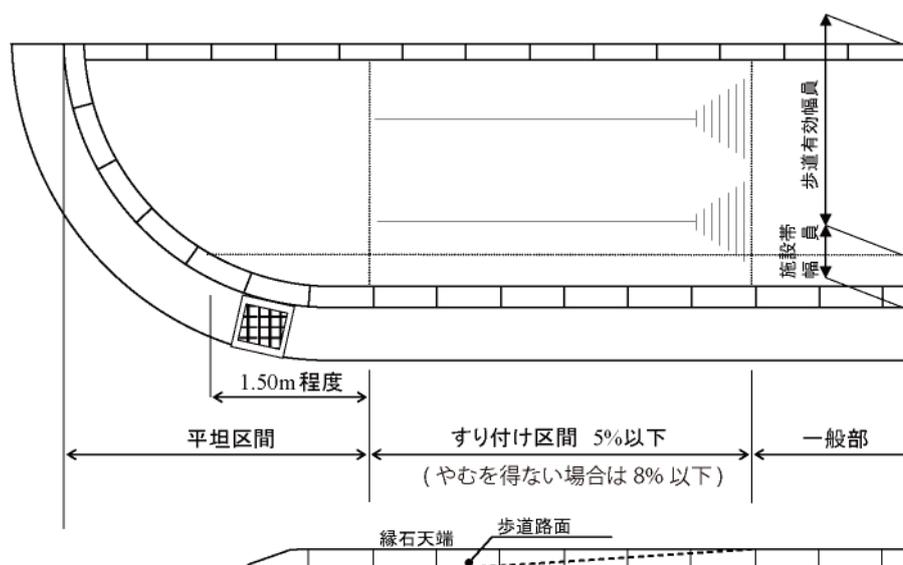


図1-5-12 平坦区間のイメージ

## 9. コミュニティ道路

通過交通を処理する幹線道路が整備されている地域の裏通りなどにおいて、通過交通の進入を排除し、車両の通行速度を抑制することによって、歩行者及び自転車利用者が安全かつ快適に通行できる道路環境を形成するため、車道部の幅員を部分的に狭くしたり（狭さく）、車道を蛇行（スラローム）あるいはジグザグ（クランク）にするなどの工夫をした歩行者優先の道路である。



写真1-5-1 コミュニティ道路

## 10. BPN値

正式名称は、British Portable Number:（英国式すべり抵抗値）として呼ばれ、振り子形の重錘を路面を滑走するように振り下ろして、路面のすべり抵抗を計る持ち運び型の装置(ポータブルテスタ portable tester と称す。)で計った値のことをいう。